長岡市告示第144号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が 長岡市大杉公園の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市大杉公園条例(平 成17年長岡市条例第133号)第12条第2項の規定により告示します。

令和6年3月26日

長岡市長 磯田達伸

1 開館時間

終日

2 大杉会館の開館時間

午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、臨時に 延長し、又は短縮することができる。

- 3 大杉会館の休館日
- (1)毎週火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178 号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。
- (2) 12月1日から翌年3月31日までの日
- (3) 市長が特に必要と認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。
- 4 開館時間及び休館日を定める期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで